

# 高浜硬式庭球協会会則

改訂 2007年4月22日

- (名称)  
第1条 本協会は高浜硬式庭球協会（以下「協会」という。）と称す。
- (目的)  
第2条 協会はテニスの振興と普及を回り、心身共健康にして明るい社会の建設を目的とする。
- (事業)  
第3条 協会は前条の目的を達成するために次の事業を行う。  
1. テニス大会の開催。  
2. テニス教室の開催  
(1)1クールを3ヶ月とする。  
(2)毎週日曜日の13時30分から15時迄とする。  
3. その他協会の目的達成に必要な事業。
- (会員)  
第4条 協会の会員の定義を以下に定める。  
1. 会員資格は高浜市在住在勤在学を原則とする。  
2. 協会の会員とは、協会の目的に賛同し、所定の手続きを経て登録した者をいう。  
3. 会員は協会の運営に協力する義務がある。
- (会費)  
第5条 協会の会員は、次の会費を納付する者でなければならない。  
1. 入会費 1,000円（継続する場合は3月に納付）  
2. 年会費 12,000円（4期に分け3月、6月、9月、12月のそれぞれの月初めに3,000円を納付）  
3. 家族会員は年会費のみを納付する（入会費は不要）。  
4. 学生の場合（高校生以上に限る）は年会費10,000円を第5条2に記した方法で納付する。
- (組織)  
第6条 協会に次の役員を置く。  
・理事長 1名  
・副理事長 2名（協会内大会、オープン大会の運営指揮）  
・理事 9名（内 会計担当2名）  
第7条 理事は理事会で推挙され、理事全員の同意の上決定し任命する。  
第8条 理事長は理事会において選任する。  
第9条 副理事長は理事長が推薦し、理事全員の同意の上決定し任命する。
- (役員の職務)  
第10条 理事長は理事の代表として協会の運営を掌握する。  
第11条 副理事長は理事長を補佐し、理事長の事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代行する。  
第12条 理事は理事会の決するところに従い、協会の運営を分担する。
- (理事会)  
第13条 理事会は理事長が必要に応じて招集する。
- (経費の支弁)  
第14条 協会の経費は次に掲げるもので支弁する  
1. 会費  
2. 大会等の参加費  
3. 補助金  
4. その他
- (会計年度)  
第15条 協会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わるものとする。
- (雑則)  
第16条 ビジターは協会への入会目的の為の1回のみとする。  
第17条 この会則に定めるもののほか、協会に関し必要な事項は、理事会で決定するものとする。
- (市民大会 参加資格) 2012.10.27追記  
硬式テニス市民大会の参加資格は、市内に在住・在勤・在学の方または、  
高浜テニス協会員（新年度会員：3～5月に会員登録した方）を対象とする。